

大分県報

令和三年
第一九七号
四月九日

（金曜日）

目次

告示

生活保護法等による指定医療機関の休止	一
生活保護法等による指定医療機関の廃止	一
生活保護法等による施術者（開設者でない施術者）の指定	一
生活保護法等による指定施術者の氏名の変更	二
地籍調査の成果の認証	二
道路区域の変更	三
道路の供用開始	四
選挙管理委員会告示	四
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	四
競争入札参加者の資格に関する公示（二件）	五
一般競争入札の実施（二件）	七

告示

大分県告示第二百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合

を含む。）の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があつた。
令和三年四月九日
大分県知事 広瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	休止年月日
花井医院	花井章作	佐伯市蒲江大字畑野浦二二四	令三・一・四

大分県告示第二百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があつた。
令和三年四月九日
大分県知事 広瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
石垣うちくら医院	内倉洋三	別府市石垣東三丁目一番三号	令二・一二・二二
進耳鼻いんこう科クリニク	進 武一郎	中津市古魚町一六八〇番地	令二・一二・三一
元村眼科	元村武夫	臼杵市洲崎七二番地七五号	〃
後藤歯科医院	後藤義文	日田市東町三一―一二	〃
中津江歯科医院	後藤寛子	日田市中津江村栃野二六二〇	〃
辻田薬局	辻田重臣	中津市山国町守実一四の三	〃

大分県告示第二百八十六号

令和三年四月九日

大分県報（告示）

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者(開設者でない施術者)を指定した。

令和三年四月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名 施 術 者 の 住 所 指 定 年 月 日

藤 田 茂 別府市松原町一〇―二四 マンション一番四〇六号 令 三 ・ 二 ・ 一

大分県告示第二百八十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の施術者から施術者の氏名の変更があった旨届出があった。

令和三年四月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名 施 術 所 の 名 称 所 在 地 変 更 年 月 日

変更前 変更後 高橋伊代玉井伊代 たんぽぽ整骨院 別府市亀川浜田町六番二三号 令 二 ・ 一 一 ・ 一 六

大分県告示第二百八十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

令和三年四月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

竹田市	竹田市	竹田市	竹田市	竹田市	竹田市	竹田市	竹田市	竹田市	竹田市	調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
八・一七まで	二五まで	二八まで	二六まで	二六まで	二六まで	二八まで	二八まで	二八まで	二八まで	平二六・一二・二〇から平二九・七・二八まで	平二九・六・一六から平三一・二・二六まで	竹田市久住町大字 栢木の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市久住町大字 栢木の一部	令三・三・二三
〇から平二九・	二五まで	二八まで	二六まで	二六まで	二八まで	二八まで	二八まで	二八まで	二八まで	平二六・一二・二〇から平二九・	平二九・六・一六から平三一・二・二六まで	竹田市久住町大字 久住の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市久住町大字 久住の一部	令三・三・二三
八・一七まで	二五まで	二八まで	二六まで	二六まで	二八まで	二八まで	二八まで	二八まで	二八まで	平二六・一二・二〇から平二九・	平二九・六・一六から平三一・二・二六まで	竹田市久住町大字 久住の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市久住町大字 久住の一部	令三・三・二三
八・一七まで	二五まで	二八まで	二六まで	二六まで	二八まで	二八まで	二八まで	二八まで	二八まで	平二六・一二・二〇から平二九・	平二九・六・一六から平三一・二・二六まで	竹田市久住町大字 久住の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市久住町大字 久住の一部	令三・三・二三
八・一七まで	二五まで	二八まで	二六まで	二六まで	二八まで	二八まで	二八まで	二八まで	二八まで	平二六・一二・二〇から平二九・	平二九・六・一六から平三一・二・二六まで	竹田市久住町大字 久住の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市久住町大字 久住の一部	令三・三・二三
八・一七まで	二五まで	二八まで	二六まで	二六まで	二八まで	二八まで	二八まで	二八まで	二八まで	平二六・一二・二〇から平二九・	平二九・六・一六から平三一・二・二六まで	竹田市久住町大字 久住の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市久住町大字 久住の一部	令三・三・二三
八・一七まで	二五まで	二八まで	二六まで	二六まで	二八まで	二八まで	二八まで	二八まで	二八まで	平二六・一二・二〇から平二九・	平二九・六・一六から平三一・二・二六まで	竹田市久住町大字 久住の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市久住町大字 久住の一部	令三・三・二三
八・一七まで	二五まで	二八まで	二六まで	二六まで	二八まで	二八まで	二八まで	二八まで	二八まで	平二六・一二・二〇から平二九・	平二九・六・一六から平三一・二・二六まで	竹田市久住町大字 久住の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市久住町大字 久住の一部	令三・三・二三
八・一七まで	二五まで	二八まで	二六まで	二六まで	二八まで	二八まで	二八まで	二八まで	二八まで	平二六・一二・二〇から平二九・	平二九・六・一六から平三一・二・二六まで	竹田市久住町大字 久住の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市久住町大字 久住の一部	令三・三・二三

宇佐市	竹田市	竹田市	竹田市	竹田市	竹田市	竹田市	竹田市	竹田市	竹田市
令元・六・二七から令二・一〇・一まで	平三〇・六・二三から令二・二・二五まで	平三〇・六・二三から令二・二・二一まで	平三〇・六・二三から令二・二・二一まで	平三〇・六・二三から令二・二・二七まで	平三〇・六・二三から令二・二・二一まで	平二九・六・一六から平三一・二・二六まで	平二八・六・一六から平三〇・二・二八まで	平二九・六・一六から平三一・二・二六まで	平二八・六・一七から平三一・三・一四まで
宇佐市安心院町豊石の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市久住町大字有氏の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市萩町宮平の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市萩町北原の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市大字会々の一部地籍図及び地籍簿	竹田市大字次倉の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市萩町田代の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市萩町田代の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市久住町大字久住の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市久住町大字久住の一部の地籍図及び地籍簿
宇佐市安心院町豊石の一部	竹田市久住町大字有氏の一部	竹田市萩町宮平の一部	竹田市萩町北原の一部	竹田市大字会々の一部	竹田市大字次倉の一部	竹田市萩町田代の一部	竹田市萩町田代の一部	竹田市久住町大字久住の一部	竹田市久住町大字久住の一部
令三・三・二三	令三・三・二三	令三・三・二三	令三・三・二三	令三・三・二三	令三・三・二三	令三・三・二三	令三・三・二三	令三・三・二三	令三・三・二三
宇佐市	宇佐市	津久見市	津久見市	中津市	別府市	別府市	別府市	別府市	別府市
平三〇・九・二六から令元・一一・一六まで	令元・六・二七から令二・一一・一六まで	平二九・一・一九から令二・三・三〇まで	平二九・一・一九から令二・三・三〇まで	平三〇・四・一から令二・三・二四まで	平二九・六・一五から令二・三・一六まで	平三〇・六・一から令二・三・一六まで	平三〇・六・一から令二・三・一六まで	平三〇・六・二から令二・三・一五まで	
宇佐市大字赤尾の一部の地籍図及び地籍簿	宇佐市院内町月保の一部の地籍図及び地籍簿	津久見市大字宮町・本町の一部の地籍図及び地籍簿	津久見市大字宮町・本町の一部の地籍図及び地籍簿	中津市本耶馬溪町東谷の一部の地籍図及び地籍簿	別府市大字内成の一部の地籍図及び地籍簿	別府市大字東山の一部の地籍図及び地籍簿	別府市大字東山の一部の地籍図及び地籍簿	別府市大字鶴見の一部の地籍図及び地籍簿	
宇佐市大字赤尾の一部	宇佐市院内町月保の一部	津久見市大字宮町・本町の一部	津久見市大字宮町・本町の一部	中津市本耶馬溪町東谷の一部	別府市大字内成の一部	別府市大字東山の一部	別府市大字東山の一部	別府市大字鶴見の一部	
令三・三・二三	令三・三・二三	令三・三・二三	令三・三・二三	令三・三・二三	令三・三・二三	令三・三・二三	令三・三・二三	令三・三・二三	

令和三年四月九日

大分県報(告示)

三

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県告示第二百八十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和三年四月九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和三年四月九日

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	大分県告示第二百九十号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和三年四月九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和三年四月九日 大分県知事 広瀬 勝貞
		前	後			
県道庄内久住線	竹田市久住町大字栢木字高畦六〇三 七番一から 竹田市久住町大字栢木字中園五五五 六番二一地先まで	前	後	九・一 メートル 七・〇	八四〇・〇 メートル	竹田市大字上坂田字座主三六八番五 まで 四・〇
		後	前	一五・三 九・五	八四〇・〇	
県道竹田直入線	竹田市大字植木字栗元九四九番四から 竹田市大字植木字栗元八六一番三まで	前	後	二四・五 九・三	一五〇・〇	道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日
		後	前	五〇・八 九・三	一五〇・〇	
県道神原玉来線	竹田市大字中角字上川一六六〇番八から 竹田市大字中角字上川一六五九番一 八まで	前	後	一一・〇 八・〇	一一四・〇	県道神原玉来線 竹田市大字中角字上川一六六〇番八から 竹田市大字中角字上川一六五九番三八まで 令和三年四月九日
		後	前	三六・〇 八・〇	一一四・〇	
県道臼木沖代線	中津市大字金手字平ツ丸一〇番八から 中津市大字一ツ松字赤紫一六二番二 まで	前	後	一二・九 七・六	一七〇・〇	大分県選挙管理委員会告示第二十四号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和三年四月三日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。 令和三年四月九日
		後	前	一五・三 八・一	一七〇・〇	
県道小川穴井迫線	竹田市大字上坂田字七崩三六七番二から 竹田市大字上坂田字座主三六八番五 地先まで	前	後	四・五 四・〇	二七・〇	〇選挙管理委員会告示 大分県選挙管理委員会告示第二十四号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和三年四月三日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。 令和三年四月九日
		後	前	三五・〇	二七・〇	

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、二一四人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二二〇、〇八四人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三二、三九五八
別府市	三二、一〇三八
中津市	二二、九七九八
日田市	一七、九七九八
佐伯市	二〇、〇五九八
臼杵市	一〇、八七一八
津久見市	四、九七五八
竹田市	六、一一四八
豊後高田市	六、二八八八
杵築市	八、一三八八
宇佐市	一五、四三三八
豊後大野市	一〇、〇八五八
由布市	九、四九一八
国東市・姫島村	八、五三五八
日出町	七、八五六八
九重町・玖珠町	六、九三二八

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年四月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする特定役務の種類

大分県教育委員会ヘルプデスク運営業務委託

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない者

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六百六十七条の四第一項（令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

(二) 営業に關し必要な許可、認可等を得ていない者

(三) 営業年数が一年未満の者

(四) 県税を滞納している者

(五) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(六) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めた者とする。

(一) 営業概要

ア 自己資本額（基準年度の決算時の実績をいう。）

イ 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状

況をいう。）

ウ セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）

(二) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(三) 流動比率（基準年度の決算時の実績で、流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県総務部電子自治体推進室電子自治体推進班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二〇七一

3 申請の時期

令和三年四月九日から令和三年四月三十日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格を取得した日から令和四年三月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikakutml>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。

(一) 令第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1(一)から(六)までに該当すると判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該競争入札参加資格を取り消された者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和三年四月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

車両捜査支援システム用機器等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係

を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号）第八条第一項又は大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

<p>(三) 経営規模</p> <p>イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）</p> <p>ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本の額をいう。）</p> <p>(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）</p> <p>(五) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。）（物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者に限る。）</p> <p>(六) 設備保守管理業資格保有者数（基準日における大分県内の従業員のうち資格を有する者の数をいう。）（県庁舎等維持管理業務のうち設備の点検保守に係る資格に限る。）</p> <p>(七) その他知事が必要と認める事項</p> <p>三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等</p> <p>1 申請の方法</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。</p> <p>2 申請書の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号 電話 ○九七―五〇六―二九五七</p> <p>3 申請の時期</p> <p>令和三年四月九日から同月三十日までとする。</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>1 有効期間</p> <p>入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。</p> <p>2 更新手続</p> <p>令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（隔年七月に申請受付）を行うものとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法</p> <p>1 申請書の交付場所</p> <p>三の2に同じ。</p>	<p>2 インターネットによる入手</p> <p>大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</p> <p>六 競争入札参加資格の取消し等</p> <p>1 競争入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。</p> <p>(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合</p> <p>(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合</p> <p>(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合</p> <p>(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合</p> <p>2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。</p> <p>令和3年4月9日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 委託業務名 大分県教育委員会ヘルプデスク運営業務委託</p> <p>(2) 契約期間 令和3年6月1日から令和4年3月31日まで</p> <p>2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>次の条件をすべて満たしている者</p> <p>(1) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）</p>
--	---

<p>第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))</p> <p>イ 暴力団員 (同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>ク アズヌクの運営経験を有する者</p> <p>(4) 入札日以前の3年間に於いて、国(公団を含む。)又は地方公共団体において、ヘルプアズヌクに参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 競争入札参加資格 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。</p> <p>(2) 申請の方法 上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、令和3年4月30日(金)までに(3)に掲げる部局に提出すること。</p> <p>(3) 競争入札参加資格申請書の入手場所、提出先及び問合せ先 大分県総務部電子自治体推進室電子自治体推進班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2071</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県教育庁教育デジタル改革室 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 電話 097-506-5465 FAX 097-506-1791</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所 大分県大分市府内町3丁目10番1号</p>	<p>大分県教育庁教育財務課 図面閲覧室 (8階)</p> <p>(2) 日時 令和3年4月9日(金)から同年5月19日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時 上記5に同じ。</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県庁舎別館7階 教育庁教育デジタル改革室 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 (2) 提出期限 令和3年5月20日(木)13時25分 ただし、郵送の場合は令和3年5月19日(水)午後5時必着で上記4の部局まで提出すること。</p> <p>9 開札の場所及び日時等 (1) 開札場所 大分県庁舎別館8階 85会議室 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 (2) 日時 令和3年5月20日(木)13時30分 (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちにその場所で再度入札を行う。ただし、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第20条第3項第2号の規定により免除とする。</p> <p>11 契約保証金に関する事項 大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により契約保証金は免除とする。</p> <p>12 入札の無効 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p>
---	--

<p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>13 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>14 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>15 その他</p> <p>(1) この入札は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Outsourcing name Oita Prefectural Board of Education helpdesk operation</p> <p>(2) Time limit for tender 13:25 pm 20 May 2021</p> <p>(3) Contact point for the notice Oita Prefectural Board of Education Digital Reform Office Oita government building annex 8F.3-10-1, Funaihou, Oita City 870-8503 Japan Tel 097-506-5465</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和3年4月9日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 車両捜査支援システム用機器等賃貸借契約</p>	<p>(2) 借入期間 令和4年3月1日から令和11年2月28日まで（84か月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入場所 大分県警察本部刑事企画課及び警務部情報管理課</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から後記7に掲げる開札までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>(6) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和3年4月30日（金）午後5時45分までに大分県警察本部刑事企画課に提出し、審査を受け、承認</p>
--	--

<p>認を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和3年4月9日から同月30日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管理課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部刑事部刑事企画課 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 4043</p> <p>(2) 日時 令和3年4月9日から同年5月19日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 令和3年5月20日（木）午前10時。ただし、郵送の場合は、同月19日（水）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館地下2階 B23会議室</p> <p>(2) 日時 令和3年5月20日（木）午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p>	<p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したものの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 前記4(1)に同じ。</p> <p>(2) 交付日時 前記4(2)に同じ。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称</p>
---	---

大分県警察本部警務部会計課用度係

〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 2263

15 特約事項

この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。

16 その他

- (1) 前記2(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。
- (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be rented
Terminal equipment and others complete set for Vehicle investigation supportsystem
- (2) Time limit for tender
10:00 a.m. 20 May 2021
- (3) Office
Investigative Planning Division, Oita Prefectural Police
3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502
Tel 097-536-2131